

株式会社キャリアスタジオ・ジャパン

人材紹介料（手数料）の返戻金制度

入社に至った求職候補者が就労を開始した後、求職候補者に起因する事由により退職または解雇となった場合（能力不足・疾病等に起因して退職または解雇となった場合及び自己都合により退職した場合を含む）には、株式会社キャリアスタジオ・ジャパンは入社先企業が採用した本人の退職日の属する月の翌月末までに下記により算定された返戻金を支払う。

※入社後

1ヶ月未満にて退職	80%
3ヶ月未満にて退職	50%
6ヶ月未満にて退職	10%

以上